

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|---|--------|--------|------------------|---|--|
| 1 | 1 | 1.1.3 | 事業目的 | — | <p>マイクロストレーナの簡易処理を行われていますが、以下の情報の開示をお願いします。</p> <p>①マイクロストレーナの仕様（目開き等）</p> <p>②捕捉されるものはどのようなものか。</p> <p>③捕捉物量</p> | <p>①150メッシュ</p> <p>②木片、発泡スチロール片、ビニル片</p> <p>③年間0.1m3程度（想定）</p> |
| 2 | 2 | 1.1.5 | 施工可能箇所 | — | <p>図1にある地中ポンプ井北側の範囲は浄水場外周フェンスより外側の範囲も含まれております。</p> <p>図中の施工可能場所の範囲内であれば、外周フェンスより外側も新設する浄水場の敷地として利用可能の理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>市の水道用地ではあるものの、地下道利用者の通行を確保する必要がありますので、仮設通路を設けてください。</p> |
| 3 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 基本設計 | <p>表1～基本設計に関して、「土木・建築範囲の詳細設計は本市が実施するため、本市が必要とする資料の提供を事業者は行うこと」とありますが、必要な資料について具体的にご教授ください。</p> | <p>機械・電気設備の基本設計図面や各種設備の重量に関する資料等を想定していません。</p> |
| 4 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 基本設計 | <p>「土木・建築範囲の詳細設計は本市が実施するため、本市が必要とする資料の提供を事業者は行う」とありますが、現時点で想定できる提出物としては基本設計業務委託における一般的な成果品のレベルのみを想定しています。基本設計としての成果物一覧について、ご提示頂くことを要望します。</p> | <p>公告時に要求水準書にて提示します。</p> |
| 5 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 基本設計 土木・建築 | <p>前問の内容にあわせて、成果物一覧に無い資料については提出義務が無いとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|---|--------|------|------------------|--|-------------------|
| 6 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 基本設計 土木・建築 | 土木建築の基本設計の成果品は、一般図（配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備のプロット図）と理解してよろしいでしょうか。 （構造計算書、設備容量計算及び数量書は詳細設計） | 公告時に要求水準書にて提示します。 |
| 7 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 基本設計 既設撤去 | 「既設を運用しながら」と記載がありますが、工事期間中に確保すべき水量について、公告資料にてご提示願います。 | 公告時に要求水準書に明記します。 |
| 8 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 基本設計 既設撤去 | 既存施設で流用可能な設備がありましたらご教示願います。 | 公告時に要求水準書で明記します。 |
| 9 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 基本設計 既設撤去 | 土木建築の基本設計時に必要な事前協議は、建築基準関係規定および河川、JRなど周辺施設との協議も含み、協議には貴市も同席頂き、詳細設計時に協議・行政指導により変更になった場合は、事業者には責任はないものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 10 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 基本設計 既設撤去 | 既設撤去は事業者側の範囲とされていますが、土木建築に関する撤去工事の範囲及び期間、工期に関しては、詳細設計、施工時期で発生した障害などによる問題で、工期、増額となった場合、事業者には責任はないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|---|--------|------|------------------|--|------------|
| 11 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 建設業務 土木・建築 | 「(前文略)…ただし、既設浄水設備の移設または仮設浄水設備に係る土木・建築工事のみ事業者の対象範囲とする。」と記載がありますが、既設浄水設備とは、既設マイクロストレーナ室に設置されている機器・設備類を指し、これらの機器・設備を移設または仮設利用する際に必要となる土木建築構造物の建設工事が事業者の範囲という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 建設業務 土木・建築 | 前問において、移設または仮設として利用するが、最終的に本設として使用する場合の土木建築構造物は、新設扱いとして貴市より別途発注されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 13 | 4 | 1.1.6. | 対象業務 | 表1 建設業務 既設撤去 | 膜ろ過設備への切替前に撤去が必要な既存施設がある場合でも、撤去工事は貴市が行う理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 5 | 1.1.8. | 事業期間 | — | 設計及び工事期間の表中の設計期間の指定がございますが、土木建築の詳細設計は貴市の所掌範囲であり、事業者側の所掌であるプラント詳細設計とも調整が必要な項目となります。そのため、1年間の工期で基本・詳細設計を完了できるかは、事業者側では判断できません。記載された設計工期については、参考と理解してよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 5 | 1.1.8. | 事業期間 | — | 土木建築の詳細設計・施工は、貴市の所掌であるため、事業者側では設計に関する工期の設定や土木建築施工に要する工期を想定することは困難と考えます。そのため、記載された工期及び引き渡し時期については、参考と理解してよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|---|--------|----------|-------|---|--|
| 16 | 5 | 1.1.9. | 事業スケジュール | — | 表中の契約行為について、(ア)基本協定、(イ)請負契約と二段階での契約が示されていますが、本事業では設計・建設に関する請負契約のみのため、事務手続きを簡素化し、請負契約の締結のみとすることを再考願います。 | 優先交渉権者決定後、工事請負契約締結までの期間中のトラブル回避のため、基本協定を締結するものとします。 |
| 17 | 5 | 1.1.9. | 事業スケジュール | — | 表の注釈に「供用開始時期は基本設計時の目安であり、事業者提案による時期の前倒しは認める」とありますが、詳細設計に起因した工期延長による供用開始時期が延期する可能性についても認められるとの理解でよろしいでしょうか。 | 工期延長は原則として認められませんが、別途発注される土木・建築詳細設計に起因する場合など、市がやむを得ないと判断した場合はその限りではありません。 |
| 18 | 6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | ②技術対話 | 土木・建築に限定した技術対話に関して、必要であれば土木・建築の協力会社の参加は可能ですか。 | 可能です。 |
| 19 | 6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | ②技術対話 | 技術対話とありますが、技術対話で、協議する具体的事項、想定されている必要な提出書類及びご回答頂ける時期等について、ご提示いただけないでしょうか。 | 来宮浄水場の土木建築工事は、浄水場としての機能を維持しつつ、隣接するJR軌道敷や河川、県道に対する安全性を確保した施工計画を作成する必要があります。 技術対話は、仮設工事や土工事、杭基礎工事などの各施工段階で、周辺への影響に考慮した実現可能な施工計画が立てられているか確認することを主目的としています。 提出書類は技術提案資料一式で、技術対話後は技術対話での内容以外の修正は原則として認められません。回答時期は対話後2週間以内を想定しています。 |
| 20 | 6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | ②技術対話 | 「来宮浄水場の再整備工事は、土木・建築の設計計画が事業の実現性に大きな影響を及ぼす」とありますが、実現性には工法と共にコストが重要となると思います。 公募型プロポーザル方式随意契約中に、土木建築工事費の比較となる具体的な指標を公告時に示していただけないでしょうか。 | 提案様式集において土木・建築の主要工事の概算数量を算出するように求め、算出していただいた概算数量をもとに市で概算工事費を算出しますが、各事業者の土木建築工事費を比較することを目的としたものです。提案設計時と基本設計時の比較は、工法や施設規模等に関する大幅な変更の有無によって行います。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|---|--------|----------|----------|---|--|
| 21 | 6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | ②技術対話 | 前問の内容に加えて、土木建築設計の提案のポイントを明確化していただけないでしょうか。 | 公告時に事業者選定基準にて公表します。 |
| 22 | 6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | ③提案内容の審査 | 最終提案書に含まれる「事業費等」は、事業者範囲の機械設備費、電気設備費と考えますが、本来であれば、土木建築及び撤去費も評価の対象となると思いますが、どのような評価となるのでしょうか。 | 機械設備費・電気設備費は提案価格を価格点評価します。 土木・建築工事費は、質問No. 20で算出した概算工事費を技術点評価の一部として評価します。 |
| 23 | 6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | ③提案内容の審査 | 前問の内容に加えて、提案設計において土木建築費の積算は行いませんが、土木建築費の算出はどのように行われるのでしょうか。 | 質問No. 20の回答内容のとおりです。 |
| 24 | 6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | ③提案内容の審査 | 最終提案書に含まれる「事業費等」は、事業者範囲の機械設備費、電気設備費と考えますが、引き渡し後の維持管理に係る費用も評価の対象となると思いますが、どのような評価となるのでしょうか。 | 提案様式集において維持管理に係る費用を提示するように求めます。算出していたいただいた維持管理に係る費用を技術点評価の一部として評価します。 |
| 25 | 6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | ③提案内容の審査 | 維持管理に係る費用が評価対象となる場合、維持管理費を計上する上で、応募者毎に条件が異なることが無いように、統一した維持管理費の条件を提示いただけないでしょうか。 | 公告時に提案様式集にて条件を提示します。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|-----|--------|----------|----------|--|--|
| 26 | 6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | ③提案内容の審査 | 本事業はDB事業であるため、事業者が提案書に記載する維持管理費については責任範囲に無いものと理解しています。そのため、応募者によっては、不当に低い金額を提示することで、高い評価を得るといったことも考えられます。維持管理費が適正かどうかの判断について、どのように評価されるのでしょうか。 | 技術提案様式集において、膜の材質、ろ過流束、薬品洗浄頻度、膜交換頻度の提案にあたって決定に至った根拠資料（類似事例など）の提示を求めます。これにより、提案内容に対する信頼度を評価します。 また、膜材の使用年数については保証を求めるとします。 詳細は、公告時に様式集にて公表します。 |
| 27 | 5～6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | — | 審査結果については、事業費も併せて公表されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 5～6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | — | 審査結果については、評価ポイントや評価理由等も項目ごとに公表いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 評価項目ごとの得点を公表します。 |
| 29 | 5～6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | — | 上限価格・最低制限価格・調査基準価格の設定について募集要項で示されるのと理解でよろしいでしょうか。 | 公告時に募集要項において予定価格（上限価格）を公表します。 最低制限価格は設けません。 調査基準価格は設定しますが公表はしません。 |
| 30 | 5～6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | — | 貴市では「熱海市建設工事に係る低入札価格調査制度要領」の導入が図られておりますが、本事業のプロポーザル方式においても、技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、適切な調査基準価格の設定をお願いします。 調査基準価格が設定できない場合は、入札価格を下げて、価格点は変わらない基準価格の設定をお願い致します。 | 公告時に事業者選定基準にて公表します。 調査基準価格については質問No. 29の回答内容のとおりです。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|-----|--------|-----------------|-------------|---|--|
| 31 | 5~6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | — | 技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、技術提案及び提案価格の評価に当たっては、加算方式を採用いただくようお願い致します。 | 公告時に事業者選定基準にて公表します。 |
| 32 | 5~6 | 2.1.2. | 事業者の選定方法 | — | 技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、技術提案及び提案価格の評価に当たっては、技術点重視の評価（例えば技術点8：価格点2）としていただくようお願い致します。 | 公告時に事業者選定基準にて公表します。 |
| 33 | 8 | 2.2.2. | プロポーザル参加資格要件 | | 設計期間・機器製作期間・現場作業期間にそれぞれ切り替わる時期を工程上一定の区切りとし、配置する監理技術者及び現場代理人を変更することは認められるでしょうか（交代前後における技術者の技術力は同等以上に確保されるものとします）。 | 設計期間・機器製作期間・現場作業期間の切り替わる時期であれば変更が認められます。現場作業着手後の変更は原則として認められませんのでご注意ください。 |
| 34 | 8 | 2.2.2. | 2) プロポーザル参加資格要件 | (1) 機械設備企業④ | 「本事業の施工にあたって、上記③に掲げる者のほか、建設業法第26条の2に規定する専門技術者および現場代理人等必要な人員を配置すること。」とありますが、③に掲げる監理技術者が専門技術者および現場代理人を兼ねることは可能でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 8 | 2.2.2. | 2) プロポーザル参加資格要件 | (1) 機械設備企業⑤ | 「上記③および④に掲げる配置技術者について、単独企業で下記(2)電気設備企業を兼ねる場合は、両工種で配置技術者を兼ねることができる。」とありますが、機械設備工事又は電気設備工事のいずれかの監理技術者資格を有する者であれば、両工種で技術者を兼ねることができ、かつ現場代理人も兼ねることができるという考えで問題ないでしょうか。 | 両工種の監理技術者を兼ねられるのは、機械設備工事の監理技術者資格と電気設備工事の監理技術者資格の両方を有する者のみです。 なお、現場代理人は資格を問わず両工種を兼ねることが可能です。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|----|--------|-----------------|--|--|--|
| 36 | 8 | 2.2.2. | 2) プロポーザル参加資格要件 | (1) 機械設備企業⑦ | 機械設備企業に必要な完成実績は、元請としての完成実績という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 37 | 10 | 2.3. | 事業者選定のスケジュール等 | 2.3.1 事業者選定のスケジュール | 一次提案書の受付、技術対話を経て、最終提案書類およびプレゼンテーション動画の受付となっています。一次提案書は最終提案書と異なる内容でも問題ありませんでしょうか。 | 最終提案書類では、技術対話以外の内容の修正は原則として認めないものとします。 なお、プレゼンテーションは動画の提出ではなく、対面形式で行うことに変更しました。 |
| 38 | 11 | 2.3. | 事業者選定のスケジュール等 | 2.3.1 事業者選定のスケジュール | 前問の内容に加えて、一次提案書は評価しないものと理解しますがよろしいでしょうか。 | 評価対象外です。 |
| 39 | 11 | 2.3. | 事業者選定のスケジュール等 | 2.3.1 事業者選定のスケジュール | 一次提案書類、技術対話の内容は総合評価点算定の対象外の理解でよろしいでしょうか。 | 同上 |
| 40 | 11 | 2.3. | 事業者選定のスケジュール等 | 2.3.2 実施方針に関する説明会等 (2) 実施方針に関する質問の受付および回答公表 | 質問に関する回答を一部非公表とする場合、事業計画の公平性が保つことが難しいと考えます。回答は全て公表に変更頂けますでしょうか。 | 実施方針に記載のとおりです。 |

| 質問No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|-------|----|--------|--------------|-------------------|--|---|
| 41 | 14 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 経済リスク 物価変動リスク | 17項に記載の物価変動リスクについて、貴市が想定する一定の範囲を明確化願います。 | 公告時に公表する工事請負契約書を参照してください（現時点では、ベースにしている熱海市建設工事請負契約約款を参照してください）。 |
| 42 | 14 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 経済リスク 物価変動リスク | 物価改定を行う際の指標をご提示願います。「一定の費用変動以上」の場合に事業者は従負担となりますが、その負担の範囲についても具体的な数値にてご提示願います。 | リスク分担表に示すとおり、一定の範囲を超えた部分の価格変動リスクは発注者の負担となります。 指標および負担の範囲については公告時に公表する工事請負契約書を参照してください（現時点では、ベースにしている熱海市建設工事請負契約約款を参照してください）。 |
| 43 | 14 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 経済リスク 物価変動リスク | 前問の内容に加え、「一定の費用変動以上」の場合に事業者は従負担となりますが、その負担の範囲について具体的な数値にてご提示願います。 | 質問No. 41の回答のとおりです。 |
| 44 | 14 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 経済リスク 物価変動リスク | 物価変動時の手続きは、「協議・確認・通知」レベルで対応可能とし、都度の契約変更は不要と理解してよろしいでしょうか。 | 公告時に公表する工事請負契約書を参照してください（現時点では工事請負契約書のベースにしている熱海市建設工事請負契約約款を参照してください）。 |
| 45 | 14 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | その他リスク 不可抗力リスク | 不可抗力はいずれの当事者の帰責事由にも該当しないものを広く含むものと解釈しています。昨今の激甚災害の増加等により、今後保険料率が増額されることも考えられますが、当該増額はいずれの当事者もコントロール不可能な事象であることから、募集要項等において貴市の要求で加入する保険の料率増額は「不可抗力」として扱っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 公告時に公表する工事請負契約書を参照してください（現時点では工事請負契約書のベースにしている熱海市建設工事請負契約約款を参照してください）。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|----|--------|--------------|-----------------------------------|--|--|
| 46 | 14 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | その他リスク 不可抗力リスク | 不可抗力には感染症や伝染病などの疫病も含まれ、その影響により資材調達等のコストが増大した場合も不可抗力との理解でよろしいでしょうか。 | 公告時に公表する工事請負契約書を参照してください（現時点では工事請負契約書のベースにしている熱海市建設工事請負契約約款を参照してください）。 |
| 47 | 14 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | — | 貴市から提示された情報に不備や誤りがあったことに起因する損害及び費用増加リスクは貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 48 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階の リスク 設計リスク 5 | 「事業者の事由（提案の不備、事業者の事由による履行遅れ、設計不備等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大」のリスクが事業者側にありますが、事業者側に求められるのは、基本設計で求められる成果物の提出までと考えます。成果物については、一般的な基本設計と同様で発注者の承諾をもって納品されるため、事業者側への一方的なリスクとなるのは、不適切であると考えます。リスク分担について再考いただきますようお願いいたします。 | 別途発注となる土木建築詳細設計の影響による完了遅延・設計費増大は事業者のリスク対象外です。 |
| 49 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階の リスク 設計変更リスク 6~12 | 提案設計段階では、土木建築設計に関する各種制約条件が不明であるため、基本設計において見直されるものと想定しております。そのため、提案設計の不備とは何が該当するのか明確にしていきたい。明確にできない場合は、提案設計の不備という文章を削除していただきたい。 | 機械・電気設備の提案設計および基本設計で示していた必要床面積が詳細設計段階で大きく広がり、土木・建築の建設費が増大した場合などを想定しています。具体的事例は挙げられませんので、不備に該当、起因するかも合わせて、都度、発注者との協議により決定します。 |
| 50 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階の リスク 設計変更リスク 6~12 | 基本設計段階では、土木建築設計に関する詳細な検討は実施しません。そのため、詳細設計において構造計算などによる構造変更は起こりえるものと認識しております。詳細設計の業務内容に起因して基本設計の内容が変更された場合においては、不備の範囲外であると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|----|--------|--------------|------------------------|--|--|
| 51 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク8 | 設計期間中の修正については、増大だけでなく減少する可能性があります。よって、設計期間終了後に一括で協議ということよろしいでしょうか。建設期間中についての質問はありません。 | ご理解のとおりです。 |
| 52 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク8 | 「事業費が増大」とありますが、これは機電設計の不備で「土建の事業費が増大」する想定か、あるいは、「機電の事業費が増大」する想定かご教示願います。 | 土木・建築の事業費です。 |
| 53 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク8 | 機械・電気設備の提案設計および基本設計の不備とは何が該当するのか明確にさせていただきたい。 不備に起因するかどうかの判断はどのようにされるのでしょうか。 | 機械・電気設備の提案設計および基本設計で示していた必要床面積が詳細設計段階で大きく広がり、土木・建築の建設費が増大した場合などを想定しています。具体的事例は挙げられませんので、不備に該当、起因するかも合わせて、都度、発注者との協議により決定します。 |
| 54 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク8 | 前問の内容に加えて、不備に起因するかどうかの判断はどのようにされるのでしょうか。 | 都度、発注者との協議により判断します。 |
| 55 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク8 | 「機械・電気設備の提案設計および基本設計の不備に起因して、土木・建築の設計内容を変更する必要が生じ、事業費が増大した場合」のリスク負担者は「事業者」となっていますが、従来発注における詳細設計においても基本設計からの内容変更や事業費の増大は発注者側がリスクをとるのが一般的です。本事業でも一般的なリスク分担となることを要望します。 | 従来発注でも基本・詳細設計を一括で発注する場合は、事業者側に責任があるものと考えます。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|----|--------|--------------|-------------------------|--|--|
| 56 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク8 | 「機械・電気設備の提案設計および基本設計の不備に起因して、土木・建築の設計内容を変更する必要が生じ、事業費が増大した場合」のリスク負担者は「事業者」となっていますが、基本設計からの費用の増大はどのように算出されますか。 | 一例として、機械・電気設備の基本設計の不備により建築工事費が増大した場合、『詳細設計に基づく建築工事費×{(詳細設計延床面積/基本設計床面積)-1}』で増額分の差額を算出するなど、発注者との協議により決定します。 |
| 57 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク8 | 前問の内容に加えて、費用の増大を算出した場合の負担方法はどのように考えられていますか。 | 違約金として増大した費用を市へ支払うように求める方法を考えています。 |
| 58 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク10 | 「土木・建築の提案設計および基本設計の不備に起因して、土木・建築の設計内容を変更する必要が生じ、事業費が増大した場合（ただし、発注者・事業者との協議により発注者の責によらないものは事業者の負担とする」となっていますが、提案設計は提案のための設計であり、受託後に実施する基本設計や詳細設計とは精度含めて異なります。 また、要求される水準や事業者側の提案思想についてはその全てを市、事業者の双方にて完全に共有化できているものではございません。よって、提案設計における不備に起因して事業費が増大するリスクにつきましては、市側のリスクとして再考いただきますようお願いいたします。 | 都度、発注者との協議により判断します。 |
| 59 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク10 | 「土木・建築の提案設計および基本設計の不備に起因して、土木・建築の設計内容を変更する必要が生じ、事業費が増大した場合（ただし、発注者・事業者との協議により発注者の責によらないものは事業者の負担とする」となっていますが、基本設計からの費用の増大はどのように算出されますか。また、その負担方法はどのように考えられていますか。 | 一例として、機械・電気設備の基本設計の不備により建築工事費が増大した場合、『詳細設計に基づく建築工事費×{(詳細設計延床面積/基本設計床面積)-1}』で増額分の差額を算出するなど、発注者との協議により決定します。 負担方法については、違約金として増大した費用を市へ支払うように求める方法を考えています。 |
| 60 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク10 | 前問の内容に加えて、費用の増大を算出した場合の負担方法はどのように考えられていますか。 | 違約金として増大した費用を市へ支払うように求める方法を考えています。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|----|--------|--------------|--------------------------------|---|---|
| 61 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク 8~11 | 提案設計および基本設計の不備とは、要求水準未達もしくは機能を満たさないことを指すとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 それ以外にも、機械・電気設備の提案設計および基本設計で示していた必要床面積が詳細設計段階で大きく広がり、土木・建築の建設費が増大した場合や、詳細設計の段階で仮設土留め工法や杭基礎工法など施工計画の大幅な見直しが必要となり、工法や施設形状、施設規模などの大幅な変更が必要になった場合なども想定しています。具体的事例は挙げきれませんが、都度、発注者との協議により決定します。 |
| 62 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク 10 | 発注者の責任による「土木・建築の提案設計および基本設計の不備」とは、どのようなものを想定されていますでしょうか。 | 要求水準未達のほか、詳細設計の段階で仮設土留め工法や杭基礎工法など施工計画の大幅な見直しが必要となり、工法や施設形状、施設規模などの大幅な変更が必要になった場合などを想定しています。 |
| 63 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク 10,11 | 「土木・建築の提案設計および基本設計の不備に起因して…」とありますが、「不備」とは要求水準未達、建築基準関係規定に関する内容と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 他にも、詳細設計の段階で仮設土留め工法や杭基礎工法など施工計画の大幅な見直しが必要となり、工法や施設形状、施設規模などの大幅な変更が必要になった場合なども想定しています。具体的事例は挙げきれませんが、都度、発注者との協議により決定します。 |
| 64 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク11 | 土木・建築の詳細設計に起因し、機械・電気設備の費用が増大した場合のリスク負担者は「発注者」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 65 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 調査設計段階のリスク 設計変更リスク12 | 例として「不要管の撤去」など、要求水準に記載がありながら撤去範囲が不明確となる場合も想定されます。要求範囲が明確に示されなかった場合の事業費増大も貴市のリスク分担と考えてよろしいでしょうか。 | 本市のリスク分担となります。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|----|--------|--------------|--------------------------------|---|---|
| 66 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 建設段階のリスク 13~30 | 建設段階のリスクとして、建設期間中に社会学習等の見学会はないと考えてよろしいでしょうか。 | 社会学習は行いませんが、視察等を行う可能性がありますので、必要に応じて対応をお願いすることになります。 |
| 67 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 建設段階のリスク 13~30 | 土木・建築工事の工期延長によって機械・電気工事が工期延期になった場合の保管費用等の費用増大については、発注者負担ということよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 68 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 建設段階のリスク 他事業調整リスク 20, 21 | 「他事業」には本事業において別途発注となる土木・建築工事も含まれますでしょうか。 | 別途発注となる土木・建築工事も含まれます。 |
| 69 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 建設段階のリスク 仮設浄水設備 リスク25 | 「仮設浄水設備による運転中の水質事故、断水事故等に関するもの」とは、仮設設備を発注者が運転管理、点検・保全の不備で発生させた事故との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 70 | 15 | 3.2.2. | 本事業で予想されるリスク | 建設段階のリスク 仮設浄水設備 リスク26 | 「仮設浄水設備による運転中の仮設設備の故障、不具合に関するもの」とは、仮設設備に関する設計、施工に起因するものは「事業者」のリスク負担、運転管理に関するものは「発注者」のリスク負担との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|----|--------|-------------|-------|---|---|
| 71 | 17 | 4.1.5 | 排水 | ④汚水排水 | 汚水排水の定義をご教示ください。例えば水槽ドレンなどでしょうか。 | トイレやシャワー、手洗いなどの排水を示します。水処理に係る排水は含みません。 |
| 72 | 19 | 4.2.1. | 対象水量 | — | 設備設計上必要となりますので、公告資料にて、平均および最小給水量についてもご教示ください。 | 一日平均給水量は公告時に要求水準書にて公表します。 最小給水量については、設計参考資料として提供する実績水量に基づいて判断し、提案してください。 |
| 73 | 19 | 4.2.1. | 対象水量 | — | 現行の取水方法をご教示ください。 | 丹那トンネルの水抜き孔から取水口を經由し、自然流下方式で浄水場内の着水井で取水しています。 |
| 74 | 19 | 4.2.1. | 対象水量 | — | 現行の取水から送水ポンプ井、配水池の水位高低をご教示ください。 | 公告時に設計参考資料として公表します。 |
| 75 | 20 | 4.3. | 土地の使用に関する事項 | — | 来宮浄水場の敷地以外で、貴市保有の用地を借用することは可能でしょうか。 | 工事期間中に市保有の用地が空いてれば貸与することが可能です。 |

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|--------|----|----------|----------------|-----|---|---|
| 76 | 20 | 4.3. | 土地の使用に関する事項 | — | 周辺の生活環境（交通安全等）で特に配慮すべきことがあればご提示をお願いします。 | ①県道熱海函南線は交通量が多いうえに、浄水場は下り坂終点のカーブの先に位置するため、交通安全には十分配慮が必要です。 ②河川を挟んでマンションにも隣接していますので、騒音に対する配慮も求められます（特にJR終電後は閑静な環境です）。 ③高台からの景観への影響を最小限にするため、建築物、工作物の高さは極力低く抑えたい考えです。 |
| 77 | 21 | 7.5. | 優先交渉権者を選定しない場合 | — | 応募グループが1社（1グループ）の場合、プロポーザル公募は成立するのでしょうか。 | 成立します。 |
| 78 | — | 事業予算について | — | — | 機械設備、電気設備については、直近で見積徴収されており、物価上昇について考慮されていると思われませんが、土木建築費用については物価上昇が考慮された予算に修正されていますのでしょうか。 | 土木・建築設計費および工事費は、今後の発注段階で予算計上しますので、発注時期の物価を考慮したものになります。 |
| 79 | — | 物価変動への配慮 | — | — | 昨今、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の物価が非常に高騰していることを踏まえ、国交省から「品確法の主旨を踏まえて、積算に用いる資材単価等は、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること。」との主旨の通達があります。上記を踏まえ、PSCは10月に予定している募集要項等の公表までに最新の単価にて算出されとの理解でよろしいでしょうか。（昨今の状況を鑑み、数年前の物価でPSCを算出し、それを基に上限価格を設定することは、事業者にとってあまりに酷な条件となり事業参画が不可能になることをご理解いただきたくお願いします。） | 令和4年度に徴収した単価を用いて予定価格を算出しています。 |
| 80 | — | 物価変動への配慮 | — | — | 前問の内容に加えて、PCS設定根拠の内訳は、優先交渉権者決定時点で公表されとの理解でよろしいでしょうか。 | 公表はしません。 |

実施方針に関する質問と回答

| 質問 No. | 頁 | 項 | タイトル | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|-----------|---|----------|------|-----|---|--------------|
| 81 | - | 物価変動への配慮 | - | - | インフレスライドを実施する上で、基準日の設定が必要となりますが、本事業では見積徴収及び事業予算決定の時期を基準日として設定いただけないでしょうか。 | 基準日は契約日とします。 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |